

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 平成30年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）									(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）					(2) キの内容			
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会で児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布		カ. 制度案内等は教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ. その他（2）に記入してください。）	
該当団体数	23	23	23	23	23	0	17	14	6	23	23	18	1	4	3	3	7	13	1	12	0	0	0	3	3	
広島県	広島市	広島市教育委員会学事課	082-504-2469	gakujika@city.hiroshima.lg.jp	http://www.city.hiroshima.lg.jp/		○	○		○	○	○					外国語（7ヶ国語）版を作成			○				○	本市ホームページに申請書（PDF）を掲載し、ダウンロードして使用できるようにしている。	
広島県	呉市	呉市教育委員会 教育部 学校教育課	0823-25-3453	gakukyou@city.kure.lg.jp	https://www.city.kure.lg.jp		○			○	○	○						○								
広島県	竹原市	学校教育課	0846-22-7753	gakkyou@city.takehara.lg.jp	http://www.city.takehara.lg.jp		○	○		○	○	○						就学時健康診断、入学者説明会において新入生の保護者に対し、就学援助の内容について記載した文書を配布している。また、4月初旬に全校児童生徒に対し、学校を通じて同文書を配布している。さらに市ホームページ及び広報に内容を掲載し、周知を図っている。	○							
広島県	三原市	教育委員会 学校教育課	0848-67-6154	kyoiku@city.mihara.hiroshima.jp	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kyoiku/syugakuennjo.html		○	○		○	○	○						・毎年度、就学援助制度のおしらせの記載内容について見直しをしている。 ・援助対象となる年間所得の目安額を記載している。			○					
広島県	尾道市	教育指導課	0848-20-7474	ed-gakujika@city.onomichi.hiroshima.jp	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/site/kyoiku/1528.html		○	○		○	○	○					・転入学手続き等による来庁時に就学援助制度の書類を配布。 ・各学校での入学説明会で配布。	○		○						
広島県	福山市	福山市教育委員会 学校教育課 学事課	084-928-1169	gakujika@city.fukuyama.hiroshima.jp	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/7841.html		○	○		○	○	○					子育て関係の案内の冊子に記載	○						○	新1年生については、各学校で全家庭に申請書を配布	
広島県	府中市	学校教育課	0847-43-7193	gakkyou_edu@city.fuchu.hiroshima.jp	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kyoiku_iinkai/gakkoukyoiku/kyoiku/shogaku_chugaku/806.html		○			○	○	○						○		○						
広島県	三次市	学校教育課	0824-62-6184	gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/gakkou_m/shinsei/shinsei2.html		○	○		○	○	○						○								
広島県	庄原市	教育委員会 教育部 教育指導課 学事係	0824-73-1183	edu-gakujika@city.shobara.lg.jp	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/education/schooling/					○	○	○						○								
広島県	大竹市	大竹市教育委員会 総務学事課 教育指導係	0827-59-2185	sougaku@city.otake.hiroshima.jp	http://www.city.otake.hiroshima.jp		○	○		○	○	○				地区毎の民生委員協議会に出席し、民生委員全員に制度の説明及び周知を行い、協力を依頼している。	転入者には、就学援助制度の説明をしている。			○						
広島県	東広島市	学校教育課 学事課	082-420-0975	hgh200975@city.higashihiroshima.lg.jp	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/3/7031.html		○	○		○	○	○						○								
広島県	廿日市市	廿日市市教育委員会学校教育課	0829-30-9202	gakkokyoiku@city.hatsukaichi.lg.jp	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/57/10292.html		○	○		○	○	○						○		○						
広島県	安芸高田市	安芸高田市教育委員会 教育総務課	0826-42-0049	kyohikusohmu@city.akitakata.jp	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/kyoiku/			○	○	○	○	○						原課だけでなく、関連部署（子育て支援課）も周知に協力してくれている。			○			○	保護者が教育委員会へ来られた際は、教育委員会で制度案内、申請書を配布している。	
広島県	江田島市	江田島市教育委員会 学校教育課	0823-43-1900	gakkou@city.etajima.lg.jp	http://www.edc.etajima.hiroshima.jp/		○	○		○	○	○						○								
広島県	府中町	府中町教育委員会 学校教育課	082-286-3271	gakkokyoiku@town.hiroshima-fuchu.lg.jp	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/education/		○	○	○	○	○	○							○							
広島県	海田町	海田町教育委員会学校教育課	082-823-9216	gakkyo@town.kaita.lg.jp	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/26/1047.		○	○	○	○	○	○							○							
広島県	熊野町	学校教育課	082-820-5620	gakkou@town.kumano.lg.jp	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/			○	○	○	○	○						○								
広島県	坂町	学校教育課	082-820-1524	gakukou@town.saka.lg.jp	http://www.town.saka.lg.jp/cyousei_info/kyoiku/		○			○	○	○						○								
広島県	安芸太田町	安芸太田町教育委員会学校教育課	0826-22-1212	gakkokyoiku@akiota.jp	http://www.akiota.jp/					○	○	○						○								
広島県	北広島町	北広島町教育委員会生涯学習課	050-5812-1864	k-syogaku@town.kitahiroshima.lg.jp	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/					○	○	○									○					
広島県	大崎上島町	教育委員会教育課	0846-64-2074	ksomu01@town.osakikamijima.lg.jp	http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/soshiki/kyoikuinkai/		○		○	○	○	○									○					
広島県	世羅町	学校教育課	0847-22-0548	gakkou@town.sera.hiroshima.jp	http://www.town.sera.hiroshima.jp/boe/					○	○	○						○	○							
広島県	神石高原町	教育課 教育係	0847-89-3341	jk-gakkyo@town.jinsekikogen.hiroshima.jp	http://www.jinsekigun.jp/ja/town/introduction/formation/kyoiku/kyoiku/gakkou/gakkou/shugaku_enjo/		○			○	○	○								○						

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率														
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ン、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(1) 平成29年度	(2) 平成30年度									
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)			係数(倍率)倍	目安額(年額)万円	(4) (2) (3) の補足		(5) テの内容				
該当団体数	23	20	21	19	20	20	21	6	2	15	16	5	4	7	14	4	8	8	0	11	20	20	20	20	20	0	0	0	11	23	23					
広島県	広島市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.146	課税所得		1	4	310						準要保護者の認定基準 ・雇用保険の失業給付を受けている方 ・世帯の所得が、広島市独自の所得基準以下の方 ・その他特別な事情があると認められる方	30%未滿	30%未滿		
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○			○	○																					世帯に突発的事項が起こり、収入が減少又は支出が増大して生活が著しく困難となった場合 (保護者が死亡、発病又は失業。 疾病者が出て経費がかかるようになった。 災害があった。)	15%未滿	15%未滿		
広島県	竹原市																				1.5	課税所得		24	4	450								20%未滿	20%未滿	
広島県	三原市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	339								20%未滿	20%未滿	
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	319								20%未滿	20%未滿	
広島県	福山市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	総所得(諸控除前)		25	4	266								災害又は失業、傷病等で前年より所得が著しく減少した等の経済的事情により就学困難と認められる場合	20%未滿	20%未滿
広島県	府中市	○	○	○	○	○	○			○	○																							15%未滿	15%未滿	
広島県	三次市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	210								特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる基準額だけでなく、生活保護基準額も用いている。	20%未滿	20%未滿
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	480								その他世帯の状況等により、教育委員会又は民生委員児童委員が特に援助が必要な状態であると認める方。	15%未滿	15%未滿
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	課税所得		29	12	282								雇用保険の失業給付を受給している者	20%未滿	20%未滿
広島県	東広島市		○	○	○	○	○				○										1.3	総所得(諸控除前)		25	8	270									15%未滿	15%未滿
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.25	課税所得		29	3	263									30%未滿	25%未滿
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得		24	4	255								保護者の死亡または災害にあった場合	15%未滿	15%未滿
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	316									20%未滿	20%未滿
広島県	府中町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	総所得(諸控除前)		24	4	320								特別な事情がある。生計中心者の急死や災害等により経済的に困っている。	20%未滿	20%未滿
広島県	海田町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.1	課税所得		24	4	287								雇用保険の失業給付受給者	20%未滿	20%未滿
広島県	熊野町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.1	課税所得		24	4	268								失業手当給付者	20%未滿	20%未滿
広島県	坂町																				1.3	課税所得		17	4	400									20%未滿	20%未滿
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	290								生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者	25%未滿	25%未滿
広島県	北広島町	○	○	○	○	○	○																										15%未滿	15%未滿		
広島県	大崎上島町	○	○	○	○	○	○														1.3	課税所得		30	1	400									10%未滿	10%未滿
広島県	世羅町	○	○	○	○	○	○														1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	286									25%未滿	20%未滿
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	347									15%未滿	15%未滿

